

環境法論点集（サンプル）

全 45 ページより、抜粋

J E L F（日本環境法律家連盟）作成

2018 年 6 月最終改訂

環境影響評価法

1 現行の環境影響評価法

(1) 環境影響評価法の趣旨

公衆の関与等のもと、あらかじめ環境への影響を評価して事業に係る環境保全について適正な配慮がなされることを確保し環境に対する負荷を管理しようとするもの。

⇒ 従来の画一的・問題対処的な規制手段によるのでは十分ではないとの認識の下、事業者に対しては手続き的規制を行い、行政に対しては許認可などを通じて環境配慮審査を行うことより、立地先における最適な環境保護施策を探求する。(環境基本法20条参照)。

(2) 全体構造

- ① (方法書前手続) スコーピング手続
- ② 方法書手続
- ③ 準備書・評価書手続
- ④ 評価書後手続 (報告書)

【計画段階環境配慮制度】

※ 環境省はこれを日本版 SEA(戦略的環境アセスメント)と呼び、北村喜宣先生は SEA とは言わないとしている(弘文堂第4版 311頁)

※ 方法書前の手続きであるが、環境基本法 20 条を根拠としている。

(3) 基本的な事項

- ・事業アセスメントであること
 - … 事業の実施は事業者において既に決定された事項であり、それを前提としてアセスメント作業がなされるということ
 - ⇔ 戦略アセスメント (SEA。後掲(3)①アにて詳述)
- ・事業者が環境保全措置を検討すること (事業者の自主的配慮・アセスメント義務)
- ・個別法に基づく事業の許認可等の判断に環境影響の評価内容を反映させること (行政の環境配慮審査義務)

(4) 各手続の概説

① 方法書前手続

ア 計画段階環境配慮制度 (3条の2以下。平成23年改正により導入)

廃棄物処理法

※ 枝条文も多く、内容・構造は極めて複雑！

1 現行法

(1) 廃棄物の定義(法21)(新司20-1)

「**廃棄物**」… ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は**不要物**であつて、固形状または液状のもの(法2条1項)。

* 評価・課題

現在、「**不要物**」の解釈として、**総合判断説**が定着。

最高裁は「その物の性状、排出の状況、通常取り扱い形態、取引価値の有無、事業者(占有者)の意思など」を挙げている(最決平成11年3月11日)。

総合判断説の検討すべき問題点…①占有者の意思の扱い、②取引価値の有無の重視の程度、③リサイクル可能物の扱い、④総合判断説のもつ曖昧さ

- i ①に関して — 占有者が廃棄物でないとして強弁することで廃掃法の適用の潜脱をまねくおそれ
- ii ②に関して — 有価か無価かがぎりぎりのケースの判断が困難であるという問題や、有価物でも規制・管理の必要が認められる場合の対応が困難になるという問題が生じるおそれ

※ 取引価値の有無(いわゆる「逆有償性」の有無)は輸送費や人件費等も総合した全体としての取引実態に注目する必要がある。

- iii ③に関して — 排出時点では、のちにリサイクルされるかを物の性状だけから判断することはできない

※ 一連の経済活動の中で有価物と判断されているかを判断したものとして水戸地判平成16年1月26日判決(「木くず」判決)。

※ 再生利用又はエネルギー源としての利用について、要注意。

例えば、バイオマス発電燃料については、「規制改革実施計画」(平成25年6月14日閣議決定)において平成25年6月中に講ずることとされた措置(バイオマス発電の燃料関係)について(通知)等を参照。

- iv ④に関して — 明確性の原則に反するおそれがある、警察の取締りがしにくくなるといった問題

(2) 産業廃棄物と一般廃棄物について

ア 産業廃棄物

産業廃棄物の定義(2条4項・施行令2条)

・事業者の自己処理が原則(11条1項, 3条1項)。処理費用を負担して処理自体を他人

第5章 ～おまけ～

環境法 1 位合格者 S 先生が教える環境法のコツ



第1 環境法の難しさ

- (1) 初学者が難しいと感じてしまう要因
 - i 環境法には 10 法もあり，覚えることが多い。
 - ii 民法，行政法などと重なる部分が多く，答案上どう書けばいいわからない。
 - iii 政策面が問われていて，他の法律科目とテイストが異なる。

等々

第2 環境法の答案の書き方

- (1) 広く浅く

S 先生のワンポイント



答えの中に，基本原則や制度趣旨をちりばめよう。ただし，簡潔に。

「基本原則わかってますよ」アピールで点数 UP！

具体例

「どのような措置が可能か」という問題で，「廃棄物処理法 19 条の 6（措置命令）」が答えとなる場合を考えてみよう。

- (2) どこまで広く書くか
 - i 時間・枚数制限から自ずと限界はある
 - ii 答案作成のためのタイムスケジュールを立てておくことの大切さ
- (3) 注意点
 - i 民法や行政法との書き方の違い
 - ii 具体例

環境法の問題で，行政法の原告適格が問題となった場合

<記載例>

「Dらの原告適格が問題となるが，認められるものと解する。すなわち，行訴法 9 条は，取消訴訟の原告適格について規定するところ，建基法 56 条の 2 の日影規制の規定は当該建築物により日照を阻害される周辺の他の建築物に居住する者の健康を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を